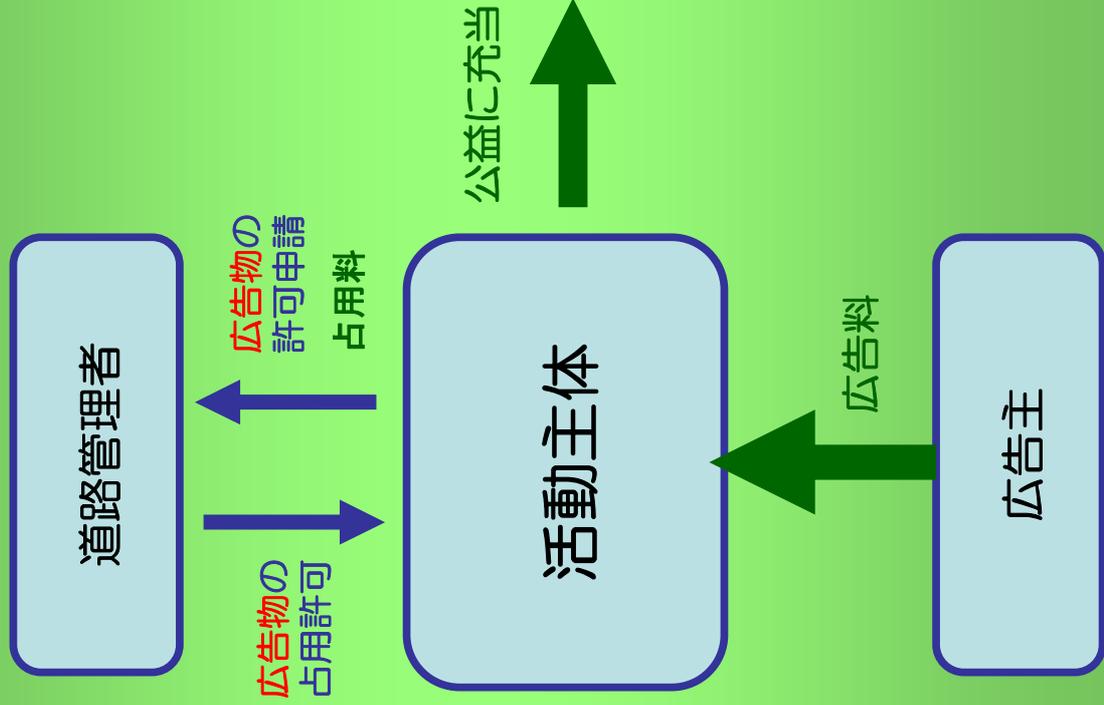


地域における公的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い



広告料収入の充当先

- ◆街灯、ベンチ、花壇等の整備・管理
- ◆オープンカフェなどのイベントの実施
- ◆その他の公的な地域活動

道路環境の向上  
地域の賑わいの創出

# 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

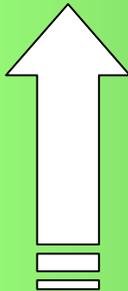
## ① 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いの基本

- ① 広告料の公益還元  
道路環境の向上のための地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に広告物の占有を可能に。
- ② 道路本来機能の確保  
道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう既存物件への添加を原則。
- ③ 連絡協議会  
道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整等を図るため、関係機関で構成する連絡協議会を開催し、地域の状況に応じた広告物の取扱方針を策定。

### 連絡協議会

- 道路管理者
- 交通管理者
- 屋外広告物担当部署
- 景観担当部署
- まちづくり担当部署
- ...

地域特性が反映された取扱方針の策定



### 広告物の取扱方針

- 対象とする区域、道路の部分
- 広告料の充当対象と地域活動の内容
- 設置主体(占有主体)、設置場所、構造
- 表示内容、大きさ
- 広告料収支の公開方法 等

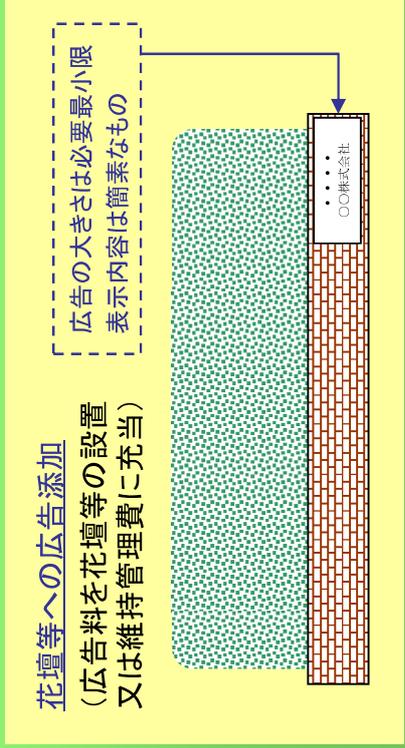
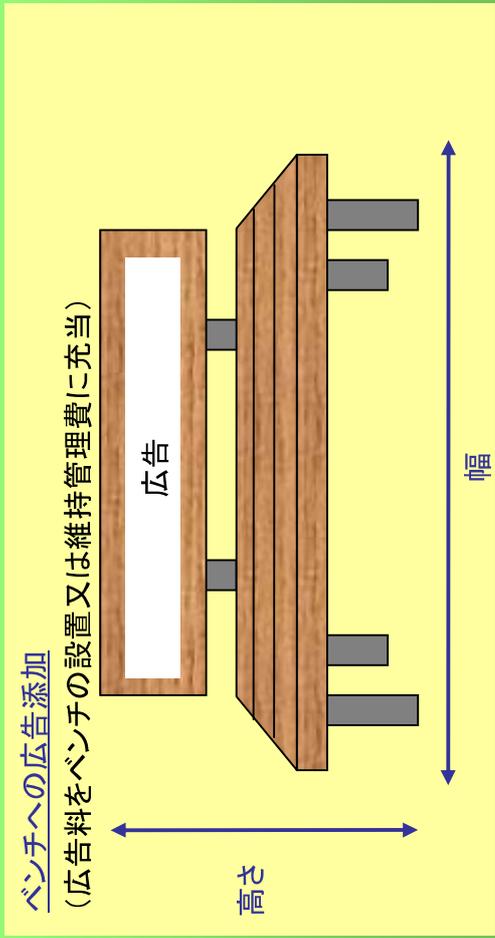
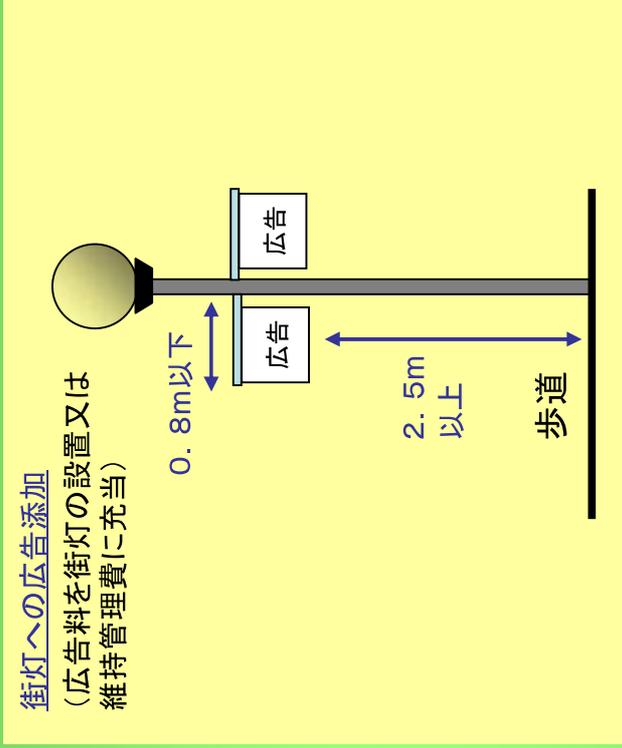
について関係機関等で合意

## ② 各地域において取扱方針を策定する際の参考とするための標準取扱い

# 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

## 街灯、ベンチ等の整備又は維持管理に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

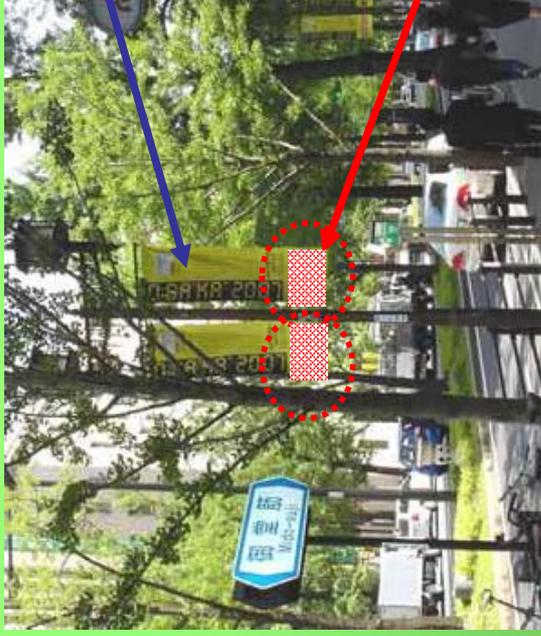
- 広告物は必要やむを得ない範囲で認めることとし、原則として1物件につき1個。街灯に あっては1対まで。
- 添加看板等の大きさは、原則として表示方向から見た場合における占用物件の幅及び高さを超えないものとする。ただし、街灯に添加する場合は、突き出し幅を0.8m以下。
- 道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇等に添加する広告物については、大きさ等は必要最小限。



## 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

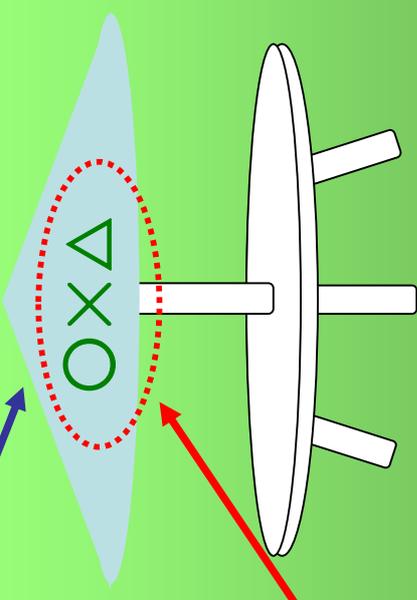
地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い例

- 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に道路上に設置される看板等に協賛者名等を表示する形態
- 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路上に占用される工作物等に対して、協賛者名等を表示する形態



イベントの実施に伴う  
物件

イベント協賛者名等を  
一部に表示



世界陸上大阪大会 歓迎装飾バナーの例  
© OSAKA2007 LOC

オープンカフェ・パラソルに  
商品名等を表示